



基幹相談支援センター

特定非営利活動法人活動法人  
しりべし圏域総合支援センター



地域で支える

きたしりべしちいきせいかつしえんきよてん

## 北後志地域生活支援拠点のご案内

北後志地域生活支援拠点のご案内・ガイドブック（ご利用者様用）

余市町  
仁木町  
古平町  
積丹町  
赤井川村





きたしりべしちい き しょう かつ ちい き あんしん  
 北後志地域では、障がいのある方が、地域において安心して  
 じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな  
 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、  
 ちい きせいかつし えんきよてんなど せいび と く  
 「地域生活支援拠点等」の整備に取り組んでいます。

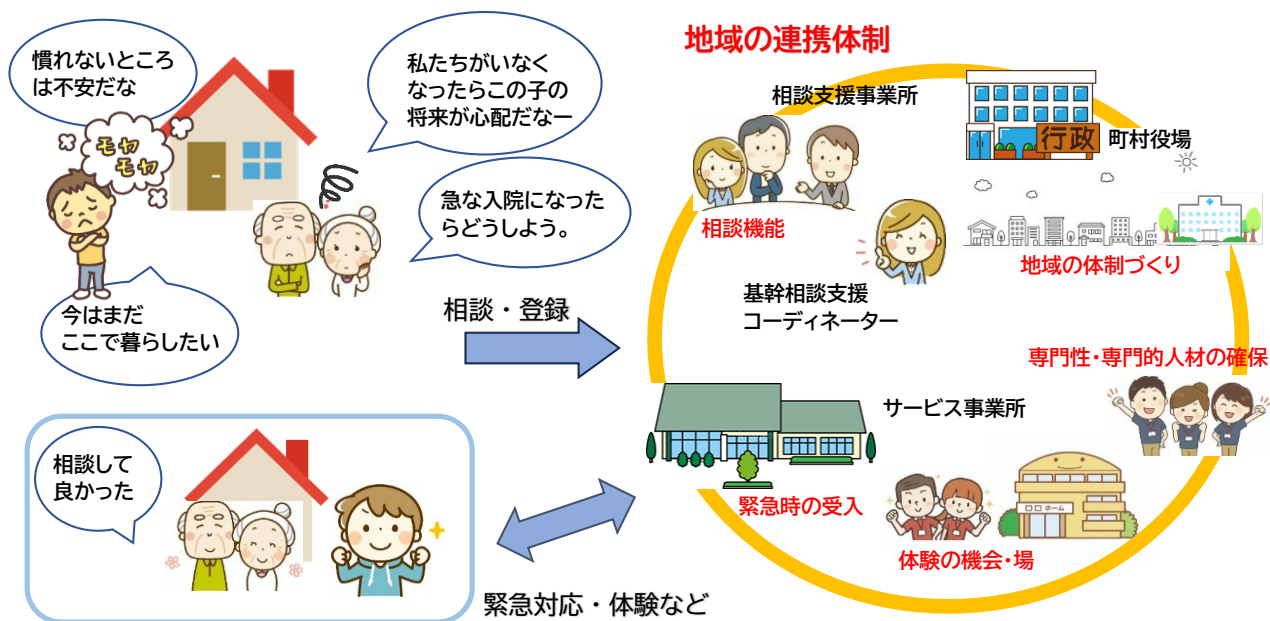
## 北後志地域生活支援拠点とは

ちい きせいかつし えんきよてん しょう しゃ じゅうどか こうれいか おや な あと み す  
 地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、  
 す な ちい き あんしん く けいめい し えん  
 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、切れ目のない支援を  
 ていきょう し く きよじゅうし えん きのう ばしよ たいせい  
 提供できる仕組みや、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで

きたしりべしけんい き 5 ちょうそん よいちちょう にきちょう ふるびらちょう しゃこたんちょう あかいがわむら きょうどう  
 北後志圏域5ヶ町村(余市町・仁木町・古平町・積丹町・赤井川村)が共同で  
 せいび  
 整備しています。

ちい き じつじょう おう くふう  
 地域の実情に応じた工夫をして  
 しょう じ しゃ せいかつ ちい きぜんたい ささ ていきょうたいせい  
 障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を  
 こうちく  
 構築していくことです。

事前に相談・登録いただくことで、緊急のときに迅速・必要な対応をすることができます。



これで緊急の時も、安心です。  
 事情を知ってくれている人に支援してもらえますね。

地域移行、施設などで過ごしている方が  
 地域で暮らしたい相談にも対応しています。

# 主な5つの機能

## ① 相談機能

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障がいの特性などに起因して生じた緊急の事態などに必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能です。

相談はご連絡をいただければご自宅の訪問も行います。また、来所・来庁・お電話などでも受付します。相談や事前登録は、相談支援センターと5ヶ町村の役場窓口でおこなうことができます。

事前に登録し、情報を収集しておくことで、万が一や緊急時のリスクを軽減します。

また、つながっていることで、ご本人の意向にそったサポートを迅速にすることができます。

## ② 緊急時の受入れ・対応

短期入所などを活用した常時の緊急受入体制などを確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化などの緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能です。

日常的に介護しているご家族などが、急な入院、病気や事故があった際や、障がい者の方に緊急を要するような状態変化があった際に必要な対応をすることができます。

## ③ 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立などにあたって、1人暮らしの体験や障がい福祉サービスの利用の体験をする機会や場を提供する機能です。

自立のための体験や、将来を見据えての体験をすることで、どのような生活がしたいのかを考えることができ、不安の軽減にもつながります。

## ④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や、行動障がいを有する方、高齢化などに伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。

障がい児・者が安心して暮らしていける地域の体制を整えるために、支える福祉従事者の人材を確保し、スキルアップのための取り組みを行います。

## ⑤ 地域の体制づくり

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行う機能です。

障がいのある方、ご家族、関係機関の方、協力ができるよという方もまずはご相談ください。





## 緊急時前支援

緊急時に備え、将来を見据えた支援です。

訪問や面談といったアセスメントをおこない、予めの把握に努めます。

障がい児・者の特性やご家庭の状況などに基づいて、緊急時の円滑な支援や、緊急に至ることを未然に防ぐための支援や支援体制づくりをおこないます。

## 緊急時支援

在宅の障がい児・者世帯で、介護者が事故や病気などにより一時的に介護ができない場合など緊急の事態に対応します。障がい児・者の受入施設や必要な支援員などとの連携調整をおこないます。

## 緊急時後支援

障がい児・者が望む生活、地域で生活していくために、相談支援専門員や関係機関、地域が連携し、必要な障がい福祉サービスの利用につなげるなどの支援をおこないます。

## 《 事前登録 》

利用にあたり事前の登録をお願いします。

すぐに利用をしなくても、ご家族やご本人が事前に登録することができます。

事前の登録とご利用の際には、必要な情報を提供していただきます。

現在の状況やご家庭の事情、ご本人が希望すること、ご家族が心配していることなどをお聞きします。大事な個人情報や漏えい等が生じないように安全に管理をおこない、同意のもと支援関係者のみに使用させていただきます。

## お問い合わせ

登録・相談できるところ	住所	電話番号
しりべし圏域総合支援センター	余市町黒川町 10-3-8	0135-48-5900
		<a href="https://kitashiribeshi.jp/">https://kitashiribeshi.jp/</a>
余市町 民生部福祉課福祉係	余市町朝日町26番地	0135-21-2120
仁木町 福祉課おもいやり係	仁木町西町1丁目36-1	0135-32-2514
古平町 町民課社会福祉係	古平町大字浜町50番地	0135-48-9838
積丹町 住民福祉課	積丹町大字美国町字船瀬 48 番地 5	0135-44-2113
赤井川村 保健福祉課福祉係	赤井川村字赤井川 318-1	0135-35-2050

様

きたしりべしちいきせいかつしえんきよてん とうろくしんせいしよ どういしよ  
北後志地域生活支援拠点 登録申請書・同意書きたしりべしちいきせいかつしえんきよてん ともな じぜんとうろく きぼう しんせい  
北後志地域生活支援拠点に伴う事前登録を希望するため申請します。りよう かん じぜんとうろく さくせい いらい ひつよう じょうほう  
利用に関する事前登録シートの作成の依頼と、その必要な情報をかんけいきかん ていきょう どうい  
関係機関などに提供することに同意します。

令和 年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_  
( 本人・家族・ )

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ) 登録者氏名		生年月日	
		年 月 日 歳	
		血液型	男 ・ 女
	型		
住 所	〒		
電話番号			
病名・診断名			
手帳の種類	<input type="checkbox"/> 身体障害者 種 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A B <input type="checkbox"/> 精神障害者 級 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 手帳なし		
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> その他	世帯の状況	
経済状況	<input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 家族の援助 <input type="checkbox"/> その他		
その他、必要な事前登録シート等の作成を依頼し、協力すること、その情報を必要時に関係者へ提供することに同意いたします。			
氏 名			